

死亡届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人の方が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や本人確認書類などが必要

令和8年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

市役所で行う手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？あてはまる手続きをご自身で確認してください

分類	該当	完了	対 象 者	手 続 き	必要なもの	担当課
住民登録等			亡くなった人の住民票（除票）が必要な方 ※阪南市以外に死亡届を提出した場合、交付できるようになるまで数日かかります。	☐ 住民票交付申請	☐ 本人確認書類（顔写真付きの公的証明なら1点、それ以外の場合は2点） ☐ 除票を必要とする理由が確認できる書類 ☐ 委任状（代理人の場合）	<1階①> 市民課
			亡くなった人の戸籍等が必要な方 ※死亡届を提出してから交付できるようになるまで約1週間かかります。	☐ 戸籍等交付申請	☐ 本人確認書類（顔写真付きの公的証明なら1点、それ以外の場合は2点） ☐ 戸籍等を必要とする理由が確認できる書類 ☐ 委任状（代理人の場合）	
			印鑑登録証を持っていた	☐ カードの返還	☐ 印鑑登録証	
税金			市税（市府民税、固定資産税、軽自動車税等）が課税されていた方、又はこれから課税のある方	☐ 納税義務者の申告 ☐ 口座振替の変更又は廃止	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑦⑧⑨> 税務課
			原動機付自転車（125cc以下）を所有していた方	☐ 名義変更又は抹消登録（廃車）	☐ 所有者、使用者及び届出者の印鑑 ☐ ナンバープレート（抹消又は廃車の場合） ☐ 登録申告済証（標識交付証明書）	
国民年金			国民年金だけを受給していた方（国民年金の障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者、寡婦年金の受給者を含む）	☐ 未支給年金の請求（年金受給者死亡届）	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			国民年金に加入していて、まだ年金を受給していなかった方	☐ 遺族基礎年金の請求 ☐ 寡婦年金の請求 ☐ 死亡一時金の請求	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
国民健康保険等			【75歳未満】 国民健康保険に加入していた方	☐ 資格確認書又は資格情報のお知らせの返還 ☐ 葬祭費の申請	☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ ☐ 喪主の預金通帳等 ※亡くなった方の口座は使えません。 ☐ 葬儀の領収書等	<1階⑰> 保険年金課
			【75歳以上】 後期高齢者医療保険に加入していた方	☐ 資格確認書又は資格情報のお知らせの返還 ☐ 葬祭費の申請 ☐ 高額療養費の申請 ☐ 送付先変更申請	☐ 後期高齢者医療資格確認書又は資格情報のお知らせ ☐ 喪主の預金通帳等 ※亡くなった方の口座は使えません。 ☐ 葬儀の領収書等	
保介護			介護保険に加入していた方	☐ 被保険者証の返還	☐ 介護保険被保険者証（その他、死亡者氏名記載の介護保険関連証書）	<1階⑱> 介護保険課
障がい福祉			障がい者の手帳を持っていた方	☐ 各種手帳の返還届	☐ 各種手帳	<1階⑭> 市民福祉課
			重度障がい者医療証を持っていた方	☐ 資格喪失届	☐ 重度障がい者医療証 ☐ 預金通帳 ※亡くなった方の口座は使えません。	
			特別児童扶養手当を受給していた方（支給要件児童の死亡も含む）	☐ 資格喪失届兼未払請求	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給していた方	☐ 死亡届 ☐ 未支払請求書 ☐ 未支払口座振替依頼書	☐ 預金通帳（同居家族の方） ※亡くなった方の口座は使えません。	
子ども関係			児童手当を受給していた方（支給要件児童の死亡も含む）	☐ 児童手当受給事由消滅届 ☐ 児童手当認定請求 ☐ 児童手当未支払請求 ☐ 児童手当額改定届	☐ 支給要件児童名義の預金通帳 ☐ 請求者名義の預金通帳	<1階⑪> こども支援課
			子ども医療証を持っていた方	☐ 資格変更届	☐ 子ども医療証	
			児童扶養手当を受給していた方（支給要件児童の死亡も含む）	☐ 資格喪失届 ☐ 未支払請求 ☐ 額改定届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			18歳以下の児童の父または母が死亡したとき	☐ 児童扶養手当の認定請求 ☐ ひとり親家庭医療証の交付申請		
			ひとり親家庭医療証を持っていた方（対象児童の死亡も含む）	☐ 資格喪失届 ☐ 資格変更届		
			幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍している子どもがいる方	☐ 氏名・住所変更等	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
			小学校・中学校に在籍している子どもがいる方	☐ 保護者変更等	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階⑳> 教育総務課
				☐ 就学援助	☐ 物件の所在地、家賃額、契約者の確認できる契約書等（賃貸住宅にお住まいの方のみ） ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			障害児通所支援を受けている子どもがいる方	☐ 申請内容変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑭> 市民福祉課
その他			浄化槽を使用しなくなる方	☐ 浄化槽休止・廃止届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。 ☐ 手続きはWEBでも可。	<1階⑥> 生活環境課
			犬の所在地・飼い主に変更がある方	☐ 犬の登録事項の変更	※詳しくは担当課へお問い合わせください。 ☐ 手続きはWEBでも可。	

裏面に続きます⇒

市役所以外で行う手続きの主なもの

分類	該当	完了	項 目	手 続 き	窓 口	備 考(提出書類等)
健康保険			社会保険・共済組合等	☐ 資格喪失等 ☐ 埋葬料(費)請求	勤務先、各共済組合等	●勤務先(任意継続している方は加入の保険者)へ変更又は廃止の手続きが必要となります。 ●埋葬料(費)請求の手続きでは、勤務先等から死亡を証明する書類の提出を求められる場合があります。
光熱水費等			水道(及び下水道)	☐ 名義又は使用者変更等	大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター(阪南出張所) 【電話番号】072-470-2155	インターネットでお手続きが可能です (2次元バーコードからお申込みいただけます) 
			電気・電話・ガス		契約している事業者等	
年金			厚生年金	☐ 請求又は資格喪失	貝塚年金事務所 【電話番号】072-431-1122	●年金の種類(老齢年金、障害年金、遺族年金等)により、死亡者の戸籍(除籍)謄本・除住民票・死亡証明書、請求者の戸籍謄本・住民票謄本等の書類の提出を求められる場合があります。
			共済年金・企業年金		各共済組合 企業年金連合会	
税金			死亡者の所得税	☐ 申告	泉佐野税務署 【電話番号】072-462-3471	●4か月以内に申告
			相続税			●10 か月以内に申告
相続			相続全般	☐ 遺産分割調停又は相続放棄等	大阪家庭裁判所岸和田支部 【電話番号】072-441-6803	●死亡者の財産(借金を含む)相続を望まないときなどには、死亡を知った時から3か月以内に相続放棄等の手続きをすることができます。
			不動産登記	☐ 相続登記	大阪法務局岸和田支局 【電話番号】072-438-6501	●法務局の登記手続案内は予約制となっていますので、法務局窓口またはお電話でお申し込みください。
			預貯金	☐ 名義変更(相続)等	金融機関等	●預金通帳、死亡が記載されている戸籍(除籍)謄本又は除住民票、相続人全員の印鑑登録証明書・戸籍謄本等が必要になります。
保険			簡易保険	☐ 保険金の請求	郵便局	●保険の契約内容により、保険証書、戸籍謄本等が必要になります。
			生命保険	☐ 保険金の請求又は廃止	生命保険会社	●請求等(解約、入院給付金、死亡保険金)の種類及び受取人がいる場合又は相続による場合とでは、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、住民票等の添付書類が異なってきます。

死亡届を提出される方へ

死亡届

死亡の事実を知った日を含めて7日以内に届出してください。
【届出に必要なもの】
死亡届と死亡診断書(死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)
※火葬が終わっている場合、死亡届は提出されています。

届書の記載内容に誤りがある場合は、後日に改めてご来庁いただく場合があります。

※戸籍の記載について

- 届出による戸籍に記載が完了するまで、本籍地と届出地が阪南市の場合で概ね1週間かかります。
- 本籍地が阪南市で他の市町村に届け出た場合、戸籍の記載に1週間以上かかることがあります。

阪南市役所

〒599-0292
大阪府阪南市尾崎町35番地の1

[代表電話番号]072-471-5678

[窓口開庁時間]午前8時45分から午後5時15分まで

★★あてはまる手続きをご自身で必ず確認してください

手続きチェックシート

おくやみ

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類(原本)の提示をお願いします。
【1点で本人確認できるもの】
官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(有効期間内のものに限る)(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)
【確認に2点が必要なもの】
(例:健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など)

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番

関連する手続きについては内側をご覧ください